

青森県民有地マッチング事業 保育所等整備候補物件募集要項

1. 趣旨

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会では、「まちなか」など利便性の高い場所に、保育所（分園含む）、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等（以下「保育所等」という。）を設置し、併せて病児保育や延長保育等働く女性のニーズが高い保育事業を実施する「まちなか保育」を推進するため、土地・建物（以下「物件」という。）所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行う目的で物件の公募を実施します。

2. 事業の概要について

- (1) 保育所等としての活用を希望する物件を公募し、青森県社会福祉協議会において選定・登録します。
- (2) 選定・登録された物件の所有者を、保育所等の運営を希望する保育所等整備法人等に紹介します。
- (3) 物件所有者において保育所等整備法人等を選定します。
- (4) 選定された保育所等整備法人等は、物件所有者と当該物件の売買又は賃貸借契約を締結し、保育所等の整備を行います。

3. 保育所等整備候補物件の募集について

(1) 物件所有者の応募資格等

- ア 青森県内に下記（2）の条件に適した物件を所有し、保育所等を運営する法人に当該物件を売却又は賃貸することができる個人または法人であること。
- イ 国税・県税・市町村税の滞納がないこと。
- ウ 県及び各市町村で定める暴力団の排除に関する法令等の規定に該当しないこと。

(2) 物件の条件

（土地の場合）売買又は賃貸

- ア 青森県内の商店街や事業所等に近接する利便性の高い場所に所在する物件であること。
- イ 児童福祉関係法令及び建築関係法令等の規定に適合すること。

（建物の場合）賃貸のみ

- ア 青森県内の市街地などの利便性の高い場所に所在する物件であること。
- イ 児童福祉関係法令及び建築関係法令等の規定に適合すること。

(3) 受付期間

土地及び建物ともに、随時募集します。

受付時間は、日・祝日・年末年始を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。

(4) 応募方法

ア (3) の受付時間内に下表の資料を持参又は郵送下さい。

イ 物件の応募に当たっては、宅地建物取引業者（不動産仲介業者）を通して、お申し込みください。

	資料名		提出
土地	様式1	青森県民有地マッチング事業 保育所等整備候補物件登録申込書（土地）	必須
	添付資料	案内図（住宅地図写し等）	必須
	添付資料	土地の現況を示す写真（2方向以上）	必須
建物	様式2	青森県民有地マッチング事業 保育所等整備候補物件登録申込書（土地）	必須
	添付資料	案内図（住宅地図写し等）	必須
	添付資料	建物の現況を示す写真（2方向以上）	必須

※今後、選定の審査が進んでいった場合に、登記簿謄本（全部事項証明）、建築確認済証及び検査済証（写し）、平面図等、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（S56.5以前に建築された物件）等の提出を依頼します。

(5) 受付場所（問合せ先）

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

〒030-0822

青森市中央三丁目 20 番 30 号 県民福祉プラザ 2 階

電話 017 - 718 - 2225

FAX 017 - 723 - 1394

4. 保育所等整備候補物件の選定

市町村子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ状況、地域における待機状況や利便性、建築条件（接道、建ぺい率、容積率、周辺環境、地形）等により総合的に判断して選定します。

選定は、保育所等整備候補物件の決定であり、保育所運営法人との契約の成立をもって正式決定となります。

5. 物件選定後の流れについて

(1) 保育所等運営法人の募集及び物件所有者への紹介

「まちなか保育」の趣旨に賛同し、利便性の高い場所に、ニーズの高い保育事業等を行う保育所等を整備・運営する法人等を募集します。（今回は物件の募集と保育所等整備法人等の募集を同時に行います。）

既存保育所の分園、小規模保育事業、事業所内保育事業で、市町村の許認可が必要な場合は、市町村に確認等を行います。

(2) 保育所等を整備・運営する法人等の選定

青森県社会福祉協議会において、保育所等整備法人等を選定し、物件所有者（宅地建物取引業者（不動産仲介業者））に紹介します。

物件所有者は保育所等整備法人等と交渉の上、事業提案内容や契約条件等を総合的に判断し、契約する保育所等整備法人等を選択します。

(3) 契約等の締結

物件所有者及び保育所等整備法人等は、売買又は貸付の基本的な契約条件を整え、速やかに契約を締結して下さい。

6. その他

- ・青森県社会福祉協議会が保育所等整備法人等を募集または紹介しますが、売買契約または賃貸借契約については、物件所有者と保育所等整備法人等において締結していただきます。
- ・既存建築物の用途を変更し、用途を変更する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える場合は建築基準法上の確認申請（用途変更）の手続きが必要になるため、ご協力をお願いします。
- ・応募内容に虚偽があったことが判明した場合は、登録を取り消します。
- ・応募書類は以下、青森県社会福祉協議会ホームページよりダウンロード可能です。

URL : <http://aosyakyō.or.jp/>

青森県社会福祉協議会HP⇒青森県保育士・保育所支援センター（三ツ星保育支援センター運営事業）

青森県民有地マッチング事業 保育所等整備候補物件登録申込書（土地）

平成 年 月 日

1. 申請者情報

不動産仲介業者名 (会社名)	
担当者氏名	
ご住所	〒
お電話番号	
Eメールアドレス	

2. 物件情報

所在地	青森県
面積	土地： m ²
地目	
現在の土地利用状況	建物（あり・なし）（具体的状況： ）
所有者（共有含む）	
抵当権の有無	有 ・ 無
接道の状況	有り（ m道路） ・ 無し
交通	鉄道（ 線 駅） バス（約 ）分、（バス停： ） 徒歩（約 ）分
（参考）希望売買 代金又は賃借料	円／月 程度
（参考）貸付希望期間	10年まで ・ 20年まで ・ 希望なし
その他貸付条件	

※案内図(住宅地図写し等)、当該土地の現況を示す写真(2方向)も添付してください。

※物件の選定後、マッチング事業の対象候補となる物件については、登記簿謄本(全部事項証明)等の提出を依頼する予定です。

青森県民有地マッチング事業 保育所等整備候補物件登録申込書（建物）

平成 年 月 日

1. 申請者情報

不動産仲介業者名 (会社名)	
担当者氏名	
ご住所	〒
お電話番号	
Eメールアドレス	

2. 物件情報

所在地	青森県 ※ビル名・階数までご記入願います。
築年月日	昭和・平成 年 月 日
構造	造 階建て
面積	m ²
建物の種類	
現況用途	※現在の利用状況を記入してください。
所有者（共有含む）	
抵当権の有無	有 ・ 無
交通	鉄道（ 線 駅） バス（約 ）分、（バス停： ） 徒歩（約 ）分
（参考）希望売買 代金又は賃借料	円／月 程度
（参考）貸付希望期間	10年まで ・ 20年まで ・ 希望なし
その他貸付条件	

※案内図(住宅地図写し等)、当該建物の現況を示す写真も添付してください。

※物件の選定後、マッチング事業の対象候補となる物件については、登記簿謄本(全部事項証明)や建築確認済証及び検査済証(写し)、平面図、耐震診断報告書等の提出を依頼する予定です。